

# 次世代育成支援策について（資料） （給付と負担関係）

## 次世代育成支援策について（資料）

資料 1（日本の将来推計人口）	P 1
資料 2（女性が職業をもつことについての考え）	P 3
資料 3（母親の仕事をやめた理由、第一子が生まれたときの働き方の変化）	P 4
資料 4（末子の年齢階級別子供のいる世帯における妻の就業状態）	P 5
資料 5（社会保険制度における出産・育児への支援）	P 7
資料 6（育児休業の取得状況）	P 8
資料 7（育児休業に係る厚生年金保険料免除者数の状況）	P 9
資料 8（育児・介護休業法の概要）	P 10
資料 9（育児・介護休業法の経緯）	P 11
資料 10（「少子化社会対策基本法案」の概要）	P 12
資料 11（「次世代育成支援に関する当面の取組方針」の概要）	P 13
資料 12（「次世代育成支援に関する当面の取組方針」の年金制度に関する部分の抜粋）	P 19
資料 13（次世代育成支援対策推進法案の概要）	P 20
資料 14（出生率低下の原因に関する世論調査）	P 24
資料 15（今後充実が必要な施策・サービス及び支援等に関する世論調査）	P 25
資料 16（年金制度の中での少子化対策の必要性に関する世論調査）	P 26
資料 17（公的年金制度における次世代育成支援等に関する有識者調査）	P 27
資料 18（先進諸国の合計特殊出生率の状況）	P 28
資料 19（少子化に関連する主要国の取り組み）	P 29
資料 20（日本及び諸外国における育児期間等に係る配慮措置と育児休業制度）	P 30
資料 21（ドイツ・フランスにおける家族政策と年金制度）	P 31
資料 22（ドイツ年金保険についての1992年独連邦憲法裁判所決定における判断）	P 32

## 日本の将来推計人口(平成14年1月推計)について

### 1. 将来人口推計

- 国立社会保障・人口問題研究所においては、直近の国勢調査人口を基準として、5年ごとに我が国の将来人口推計を行っている。
- 今回、平成12年国勢調査人口に基づき、2050年までの新しい人口推計(前回推計は、平成9年1月)を行ったもの。

### 2. 今回の推計結果の特徴

#### (1) 少子化が一層進展する。(合計特殊出生率の低下)

	今回中位推計 (2050年)	現在の状況 (2000年)	(参考) 前回中位推計 (2050年)
合計特殊出生率	1.39	1.36	1.61
平均初婚年齢(女性)	27.8歳	24.4歳	27.4歳
夫婦の完結出生児数	1.72人	2.14人	1.96人
生涯未婚率(女性)	16.8%	4.9%	13.8%
出生児数	67万人	120万人	81万人

※ 合計特殊出生率：一人の女性が一生(15～49歳)の間に生む子供の数

※ 夫婦の完結出生児数：結婚した夫婦が生涯に生む子供数

※ 平均初婚年齢、夫婦の完結出生児数、生涯未婚率については、「今回中位推計」は1985年生まれ、「現在の状況」は1950年生まれ(ただし、夫婦完結出生児数のみ1948～52年生まれ)、「前回中位推計」については、1980年生まれの者の数値である。

(2) 高齢化が一層進展する。(平均寿命の伸長)

	今回中位推計 (2050年)	現在の状況 (2000年)	(参考) 前回中位推計 (2050年)
65歳以上人口割合	35.7%	17.4%	32.3%
平均寿命(男)	80.95年	77.64年	79.43年
(女)	89.22年	84.62年	86.47年

(3) 総人口のピークは2006年の12,774万人(前回推計では2007年の12,778万人)

	今回中位推計	(参考) 前回中位推計
2000年	12,693万人	12,689万人
ピーク	12,774万人 <2006年>	12,778万人
2050年	10,059万人	10,050万人

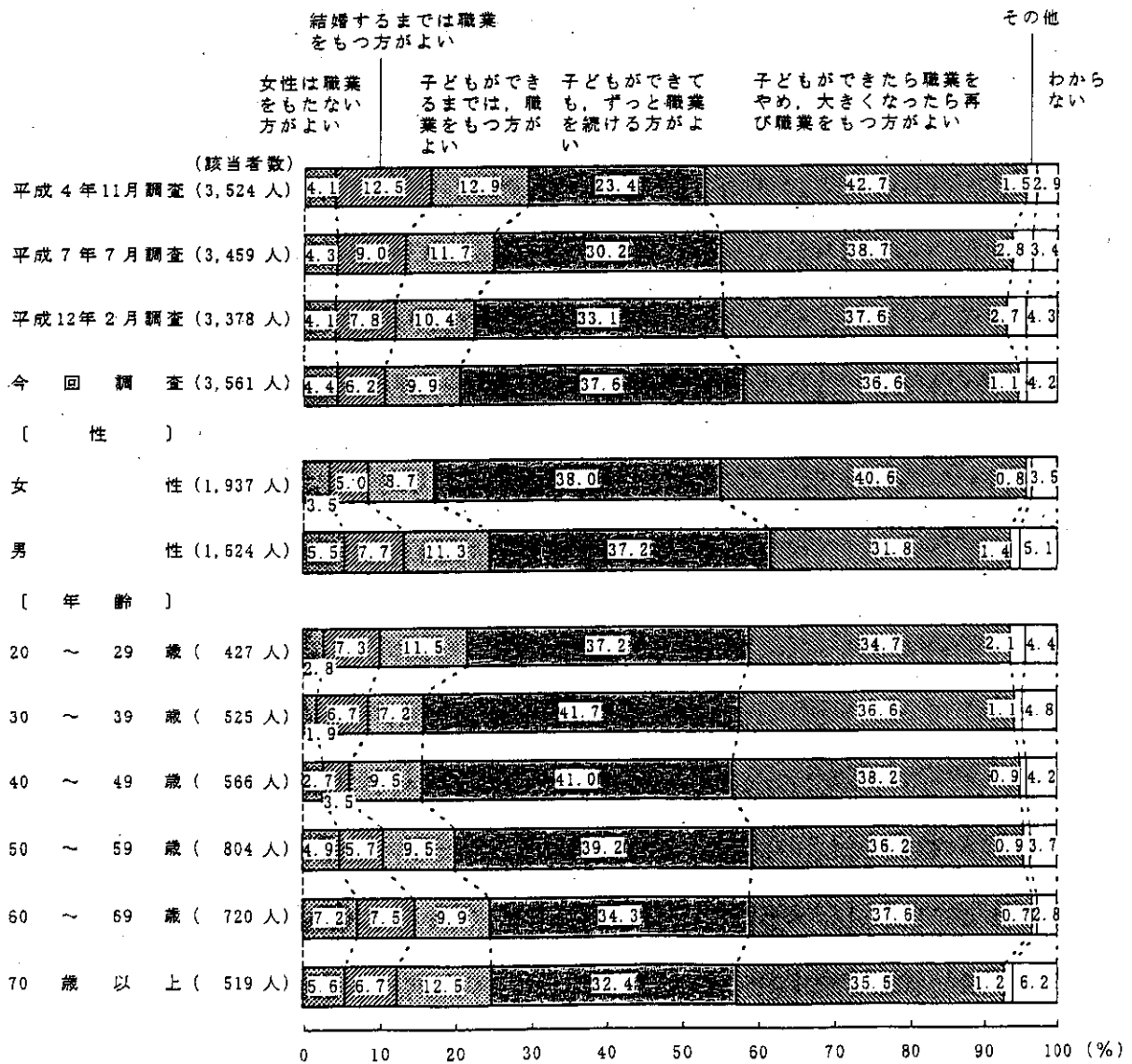
女性が職業をもつことについての考え

一般的に女性が職業をもつことについてどう考えるか

平成12年2月 平成14年7月

- ・ 女性は職業をもたない方がよい 4.1% → 4.4%
- ・ 結婚するまでは職業をもつ方がよい 7.8% → 6.2% (減)
- ・ 子どもができるまでは、職業をもつ方がよい 10.4% → 9.9%
- ・ 子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい 33.1% → 37.6% (増)
- ・ 子どもが大きくなったら再び職業をもつ方がよい 37.6% → 36.6%

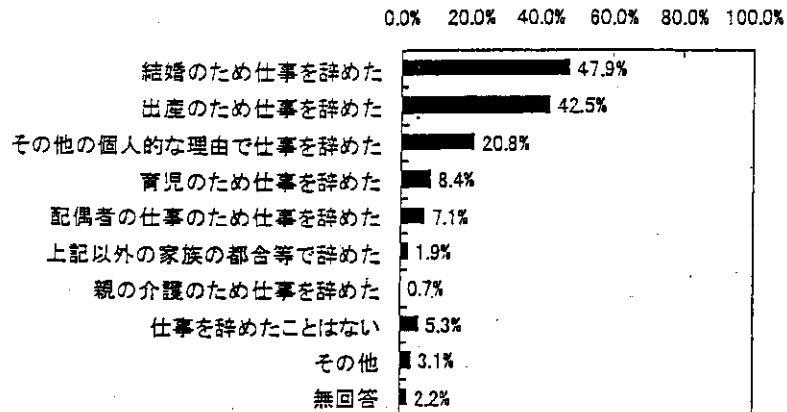
図15 女性が職業をもつことについて



資料：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成14年)

- 仕事を辞めた理由 (母親)
- 第一子が生まれたときの働き方の変化 (母親)

仕事を辞めた理由 (母親) (複数回答 n=1,765)



第一子が生まれたときの働き方の変化 (複数回答)

【母親】

	希望		現実	
	人	%	人	%
これまでと変わらない働き方をする	220	12.5	109	6.2
労働時間を減らす	271	15.4	151	8.6
労働時間を増やす	27	1.5	15	0.8
収入を増やす	100	5.7	29	1.6
勤務時間をシフトする	108	6.1	41	2.3
出勤日を変える	63	3.6	42	2.4
勤務地を変える	65	3.7	30	1.7
正社員からパート・アルバイトに変える	85	4.8	58	3.3
フレックスタイムを利用する	67	3.8	15	0.8
転職する	47	2.7	35	2.0
仕事を辞める	468	26.5	711	40.3
元々仕事をしていなかった	729	41.3	688	39.0
無回答	136	7.7	133	7.5
全体	1,765	100.0	1,765	100.0

出典：「子育て支援策等に関する調査研究報告書 (平成15年3月)」

【厚生労働省雇用均等・児童家庭局委託調査】

## 末子の年齢階級別子どもがいる世帯における妻の就業状態

平成13年2月調査	総数	末子の年齢(歳)						
		0~3歳	4~6	7~9	10~12	13~14	15~17	18歳以上
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
うち労働力人口	56.1	30.4	50.0	66.0	67.9	74.3	72.3	58.6
うち就業者	54.6	28.5	48.2	63.1	66.4	72.3	71.1	57.2
うち非農林業雇用者	44.1	23.3	41.0	51.8	56.4	58.4	60.7	44.4
(2月末1週間の就業時間)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
0~14時間	4.6	4.6	6.6	5.0	6.4	4.0	4.6	3.9
	(10.5)	(19.7)	(16.2)	(9.6)	(11.4)	(6.8)	(7.6)	(8.7)
15~34時間	19.1	8.0	15.7	24.8	25.7	27.7	28.9	19.0
	(43.3)	(34.2)	(38.2)	(47.9)	(45.6)	(47.5)	(47.6)	(42.8)
35時間以上	20.3	10.7	18.1	21.3	24.3	27.7	26.6	21.4
	(45.8)	(46.1)	(44.1)	(41.1)	(43.0)	(47.5)	(43.8)	(48.2)
うち役員を除く雇用者	42.3	22.7	39.8	49.6	55.0	57.4	59.0	41.8
	<100.0>	<100.0>	<100.0>	<100.0>	<100.0>	<100.0>	<100.0>	<100.0>
正規の職員・従業員	16.9	12.9	16.3	17.0	20.7	22.8	20.8	16.4
	<40.0>	<56.8>	<40.9>	<34.3>	<37.7>	<39.7>	<35.3>	<39.2>
パート・アルバイト	23.9	8.9	22.3	31.2	32.1	32.7	36.4	24.0
	<56.5>	<39.2>	<56.1>	<62.9>	<58.4>	<56.9>	<61.8>	<57.3>
派遣、その他	1.5	0.9	1.2	2.8	0.7	2.0	1.7	1.3
	<3.6>	<4.1>	<3.0>	<5.7>	<1.3>	<3.4>	<2.9>	<3.1>

注：(1) ( )内は非農林雇用者を、< >は役員を除く雇用者をそれぞれ100とした割合

(2) 子供のいる世帯は、夫婦と子供から成る世帯数と、夫婦、子供と親から成る世帯数の合計。

出典：「労働力調査特別調査報告【総務省統計局】」

## 末子の年齢階級別子供のいる世帯における妻の就業状態

平成13年2月調査	総数	末子の年齢(歳)						
		0～3歳	4～6	7～9	10～12	13～14	15～17	18歳以上
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
うち労働力人口	56.1	30.4	50.0	66.0	67.9	74.3	72.3	58.6
うち就業者	54.6	28.5	48.2	63.1	66.4	72.3	71.1	57.2
うち非農林業雇用者	44.1	23.3	41.0	51.8	56.4	58.4	60.7	44.4

平成10年2月調査	総数	末子の年齢(歳)						
		0～3歳	4～6	7～9	10～12	13～14	15～17	18歳以上
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
うち労働力人口	57.0	30.7	52.8	64.4	70.3	72.4	70.3	60.1
うち就業者	56.0	29.5	51.6	63.7	69.6	71.6	69.2	59.0
うち非農林業雇用者	43.9	23.8	40.4	50.0	57.6	58.6	57.8	43.6

平成5年2月調査	総数	末子の年齢(歳)						
		0～3歳	4～6	7～9	10～12	13～14	15～17	18歳以上
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
うち労働力人口	57.1	29.5	51.4	64.6	67.8	73.1	71.6	60.3
うち就業者	56.0	28.0	49.7	63.4	66.7	71.7	71.2	59.1
うち非農林業雇用者	42.1	21.4	36.9	48.0	52.9	56.6	56.3	42.3

平成元年2月調査	総数	末子の年齢(歳)						
		0～3歳	4～6	7～9	10～12	13～14	15～17	18歳以上
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
うち労働力人口	53.8	29.1	47.0	58.5	65.4	69.0	68.6	56.6
うち就業者	53.1	28.3	47.0	58.0	64.5	68.5	67.2	55.8
うち非農林業雇用者	37.1	20.2	31.7	40.4	46.9	48.8	48.9	37.1

昭和61年2月調査	総数	末子の年齢(歳)						
		0～3歳	4～6	7～9	10～12	13～14	15～17	18歳以上
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
うち労働力人口	52.4	31.3	46.3	55.5	64.5	68.7	65.5	54.2
うち就業者	51.6	30.5	45.8	54.0	63.7	67.5	64.5	53.3
うち非農林業雇用者	34.2	20.5	28.5	35.5	42.9	46.4	45.5	33.8

出典:「労働力調査特別調査報告【総務省統計局】」



## 社会保険制度における出産・育児への支援

### 年金

#### ○保険料免除

- ・育児休業期間中の厚生年金保険の保険料について、本人負担分、事業主負担分を免除

※注1 免除期間について、給付の算定の際は、育児休業取得直前の標準報酬に基づき保険料が納付されたものとして扱われる。

注2 育児休業期間中の厚生年金保険の保険料は平成7年4月から本人負担分のみが、平成12年4月から事業主負担分も含め免除されることとなった。

### 医療保険（政府管掌健康保険の場合）

#### ○出産育児一時金

- ・被保険者又は被扶養者が妊娠4ヶ月以上で出産（死産を含む）をしたとき、1児につき定額30万円を支給

#### ○出産手当金

- ・被保険者が出産の日以前42日より出産の日後56日までの間において労務に服さなかったとき、手当（標準報酬日額×60%）を支給

#### ○保険料免除

- ・育児休業期間中の健康保険の保険料について、本人負担分、事業主負担分を免除

### 雇用保険

#### ○育児休業給付

- ・被保険者が1歳未満の子を養育するための育児休業を行う場合に支給（支給額：休業開始前賃金の40%）

## 育児休業の取得状況

## ○平成11年育児休業取得状況

○出産した女性労働者のうち育児休業取得者の状況	
・総数(5人以上)	56.4%
・事業所規模 30人以上	57.9%
・事業所規模 100~499人	71.4%
・事業所規模 500人以上	76.3%
○男性労働者のうち育児休業取得者の状況 0.42%	

(出典：平成11年度 女性雇用管理基本調査)

## ○育児休業取得率の推移

(単位：%)

	平成5年		平成8年		平成11年	
	女性	男性	女性	男性	女性	男性
総数 (30人以上)	48.1	0.02	44.5	0.16	57.9 (56.4)	0.55 (0.42)
事業所の規模別						
500人以上	47.4	0.0	64.5	0.07	76.3	0.11
100~499人	44.7	0.0	29.2	0.33	71.4	0.14
30~99人	52.1	0.0	68.9	0	47.2	0.91
5~29人					55.0	0.34

(出典：平成5・8年「女子雇用管理基本調査」、11年「女性雇用管理基本調査」)

※1. 平成11年の( )内は事業所規模5人以上での割合である。

※2. 割合の算出方法：調査時に事業所に在籍し調査前年度1年間に出産した者のうち、調査時まで育児休業を取得した(取得中も含む)者の割合

## ○育児休業に係る厚生年金保険料免除者の状況

(単位:人)

	7年度末	8年度末	9年度末	10年度末	11年度末	12年度末
女子	33,616	37,246	41,589	45,962	49,423	56,547
男子	28	32	49	39	35	78
計	33,644	37,278	41,638	46,001	49,458	56,625
指数	100	111	124	137	147	168
出生数に対する割合	2.83%	3.09%	3.49%	3.82%	4.20%	4.76%
被保険者数に対する割合	0.10%	0.11%	0.12%	0.14%	0.15%	0.18%

(出典:社会保険庁「事業年報」)

- (注) 1. 平成9年度以降は旧三共済を含む  
 2. 表中の指数は平成7年度末を100として算出  
 3. 平成7年以降の出生数

(単位:千人)

7年	8年	9年	10年	11年	12年
1,187	1,207	1,192	1,203	1,178	1,191

(出典:厚生労働省「人口動態調査」)

# 育児・介護休業法の概要

## 1 育児休業制度

- 労働者は、その事業主に申し出ることにより、子が1歳に達するまでの間、育児休業をすることができる。
- 事業主は、労働者が育児休業の申出をし、又は育児休業をしたことを理由として解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

## 2 介護休業制度

- 労働者は、その事業主に申し出ることにより、連続する3月の期間を限度として、常時介護を必要とする状態にある対象家族〔配偶者、父母及び子（これらの者に準ずる者を含む）、配偶者の父母〕1人につき1回の介護休業をすることができる。
- 事業主は、労働者が介護休業の申出をし、又は介護休業をしたことを理由として解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

## 3 時間外労働の制限

- 事業主は、小学校入学までの子を養育し、又は常時介護を必要とする状態にある対象家族の介護を行う労働者が請求した場合においては、1か月24時間、1年150時間を超えて時間外労働をさせてはならない。

## 4 深夜業の制限

- 事業主は、小学校入学までの子を養育し、又は常時介護を必要とする状態にある対象家族の介護を行う労働者が請求した場合においては、深夜において労働させてはならない。

## 5 勤務時間の短縮等の措置

- ① 事業主は、1歳に満たない子を養育し、又は常時介護を必要とする状態にある対象家族の介護を行う労働者で育児・介護休業をしない者については、次のいずれかの措置を、1歳から3歳までの子を養育する労働者については、育児休業に準ずる措置又は次のいずれかの措置を講じなければならない。

〔 短時間勤務制度、フレックスタイム制、始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ、所定外労働の免除（育児のみ）、託児施設の設置運営（育児のみ）、育児・介護費用の援助措置 〕

- ② 事業主は、3歳から小学校入学までの子を養育し、又は家族を介護する労働者については、育児・介護休業の制度又は勤務時間の短縮等の措置に準じた措置を講ずるよう努めなければならない。

## 6 子の看護のための休暇の努力義務

- 事業主は、小学校入学までの子の看護のための休暇制度を導入するよう努めなければならない。

## 7 転勤についての配慮

- 事業主は、労働者の転勤については、その育児又は介護の状況に配慮しなければならない。

## 8 国による援助

- 国は、事業主等に対する給付金の支給等の援助、労働者に対する相談等の措置、再就職の援助、仕事と家庭の両立についての広報活動等を行う。

## 育児・介護休業法の経緯

「育児休業等に関する法律」

平成4年4月1日施行

内容：育児休業制度等の法制化（義務）



「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」

平成7年10月1日施行

内容：○国等の支援措置の創設  
○介護休業制度の法制化（努力義務）



「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」

平成11年4月1日施行

内容：介護休業制度等の義務化



平成13年11月16日施行

内容：休業の申出や取得を理由とする不利益な取扱いの禁止



平成14年4月1日施行

内容：○時間外労働の制限  
○勤務時間短縮等措置の対象児の年齢の引上げ（3歳未満は義務、3歳以上小学校就学前は努力義務）  
○転勤に際しての配慮  
○小学校就学前の子の看護のための休暇制度の導入（努力義務）

## 少子化社会対策基本法案の概要

### 前文

21世紀の国民生活に深刻かつ多大な影響をもたらす急速な少子化の進展という事態に直面して、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、次代の社会を担う子どもを安心して生み育てることができる環境を整備し、子どもがひとしく心身ともに健やかに育ち、子どもを生み育てる者が真に誇りと喜びを感じることでできる社会を実現し、少子化の進展に歯止めをかけることが求められていること等から、少子化社会において講ぜられる施策の基本理念を明らかにし、少子化に的確に対処するための施策を総合的に推進する。

### 第1 総則

#### 1 目的及び施策の基本理念

- (1) 法律の目的について、少子化に対処するための施策を総合的に推進し、もって国民が豊かで安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与すること等を規定。
- (2) 施策の基本理念について、少子化に対処するための施策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するとの認識の下に、国民の意識の変化、生活様式の多様化等に十分留意しつつ、男女共同参画社会の形成とあいまって、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、次代の社会を担う子どもを安心して生み育てることができる環境を整備することを旨として講ぜられなければならない等を規定。

#### 2 責務

国、地方公共団体、事業主及び国民の責務についてそれぞれ規定。

#### 3 政府が講じるべき施策

- (1) 少子化に対処するための施策の方針として、総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の大綱を定めること。
- (2) 必要な法制上、財政上の措置等を講じること。
- (3) 毎年、国会に、少子化に対処するために講じた施策の概況等に関する報告書を提出すること。

### 第2 基本的施策

雇用環境の整備、保育サービス等の充実、地域社会における子育て支援体制の整備、母子保健医療体制の充実等、ゆとりのある教育の推進等、生活環境の整備、経済的負担の軽減、教育及び啓発の基本的方向を規定。

### 第3 少子化社会対策会議

- 1 総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の大綱の案を作成すること等のため、内閣府に、少子化社会対策会議を置く。
- 2 会議は、内閣総理大臣を会長とし、委員は、内閣官房長官、関係行政機関の長等から、内閣総理大臣が任命する。

### 第4 施行期日

公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。